

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16（第33条、第35条関係）				別表第16（第33条、第35条関係）			
土壌の基準値及び測定方法				土壌の基準値及び測定方法			
番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法	番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法
1	[略]	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u>	日本産業規格K0102の55に定める方法	1	[略]	検液1リットルにつき <u>0.003ミリグラム</u>	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
[略]				[略]			
10	[略]	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u>	[略]	10	[略]	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u>	[略]
[略]				[略]			
備考1 [略]				備考1 [略]			
2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。				2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき <u>0.003ミリグラム</u> 、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき <u>0.009ミリグラム</u> 、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。			
3～5 [略]				3～5 [略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。